

協定説明書

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年 2月14日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見見（洪水時等河川巡視）や緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）、及び遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定区間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本として設定するものとする。

なお、各出張所の管内における本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

(4) 協定期間 平成30年 4月 1日（予定） ～ 平成31年 3月31日

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、工事の施工実績、災害協定の実績等に関する技術資料を総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定区間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前1年間の

完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
なお基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。
- (3) 本店の所在地が遠賀川河川事務所流域市町村（表-2）にあること。

表-2 本店所在地

本店の所在地
飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、福智町、赤村、北九州市八幡西区、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、岡垣町、宮若市、直方市、小竹町

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価する。

(2) 評価項目

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式-2] [様式-3] [様式-4]	①様式は[様式-2]及び[様式-3]、[様式-4]とする。 ②堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事又は、緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 【緊急を要する小規模な応急対策作業の例】 土嚢積み工（釜段工、月の輪工等）、シート張り工、木流し工、土嚢袋投入工、その他水防工法 ③保有資材、機材については、平成30年1月末時点において自社及び協力会社所有の物とする。 ④なお、協力会社がリース会社で有る場合は、確実に確保できる物のみを対象とする。

記載事項	内容に関する留意事項
(3) 施工実績 過去5ヶ年度+当該年度における遠賀川河川事務所発注工事) [様式-5]	①様式は「様式-5」とする。 ②対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間）に完成した遠賀川河川事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）すべて記載する。但し、堤防除草工事は対象としない。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
(4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式-6]	①様式は「様式-6」とする。 ②対象となる協定は、本協定説明資料3.(2)と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成27年4月1日～平成30年3月31日の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。 但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。 当事務所の締結実績については、写しの必要なし。
(5) 洪水時河川巡視の活動実績 [様式-7]	①様式は「様式-7」とする。 ②対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成27年4月1日～平成30年3月31日の間）に活動したものとす。 ③記載に当たっては、河川巡視業務を元請けまたは下請けについて、「契約形態」の欄に記載すること。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。

上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。
 参加資格に係る資料に不足がある場合は、不足資料の提出を求め、参加資格を認める場合がある。

「既に解散した経常及び特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加資格確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

- ① 施工実績（参加資格）
 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ② 企業の評価の方法
 - 1) 工事成績：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。
 - 2) 表彰：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。

- 3) 実績：その外の評価項目（「災害協定に基づく活動実績」「維持工事等の実績」「近隣地域内工事の実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。

③ その他

- 1) 同一の経常又は特定建設共同企業体の企業の実績は認め、評価対象とする。
2) 上記①②及び③1)については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 工務課

電話0949-22-1830(代) FAX0949-22-1855

担当：工務課長 川邊 英明 (内線311)

工務第二係長 野口 聡介 (内線314)

7. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところに従い、参加資格申請書等を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：平成30年2月14日(水)から平成30年2月28日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
② 提出場所：6. に同じ
③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

- ①会社の代表印を押印すること。

- (3) その他

- ①申請書及び協定の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②当職は、提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された申請書及び協定は、返却しない。
④提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤提出された申請書に関する内容について、提出企業への臨場・電話確認及び、協力会社等へも直接確認を行うことがある。
⑥資機材の申請様式は、「防災(機労材)検索くん(資料①参照)」よりダウンロードし、記入すること。

本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災(機労材)検索くん(資料①参照)」に登録すること。

記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。この様式は、システム登録時に使用するものとする。

8. 協定説明書に対する質問

- (1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成30年2月14日(水)から平成30年2月22日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： F A X、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(注)：F A Xで提出した場合は、F A X送信後、遠賀川河川事務所工務課 川邊又は野口へ電話で確認すること（不在の場合は工務課職員で可）。

- (2) (1) の質問に対する回答は、書面により平成30年2月27日（火）までに行う。

9. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記6. に同じ。
- (2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2階 工務課内
 - ③ 交付方法： 手渡しにより交付する。（※遠賀川河川事務所HPから入手できます。）
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び協定の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所： 上記6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、協定に基づき評価・決定する。その結果は、平成30年3月12日にF A Xにて通知し、その後郵送にて送付する。

なお、参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限： 平成30年3月16日（金） 17時00分
- ② 提出場所： 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法： F A X又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着。）により提出する。

(注)：F A Xで提出した場合は、F A X送信後、遠賀川河川事務所工務課 川邊又は野口へ電話で確認すること（不在の場合は工務課職員で可）。

当職は、説明を求められたときは、平成30年3月23日（金）までに説明を求めた者に対し、書面にてF A Xにより回答する。

(別表1) 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
工事実施体制	■工事実施体制 (様式-2) 不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
	■保有資機材 (様式-3)(様式-4) 不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
施工実績	■施工実績 (様式-5により評価) ・過去5ヶ年度+当該年度における遠賀川河川事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事)	10
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点 ・遠賀川河川事務所発注の過去5ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点	10
	■工事成績の評価(65点未満) ・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	(減点)
工事の安全確保	■表彰 ・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無	10
	■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故等の状況	(減点)
防災業務の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 (様式-6により評価) ・河川における過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績	5
	■洪水時河川巡視の活動実績 (様式-7により評価) ・過去2ヶ年度+当該年度における洪水時河川巡視の実績	5

※配点は、満点を示しており、内容により評価する。

